

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

総社市生活保護法施行細則（平成19年総社市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第18号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第18号（第5条関係）</u> 略
<u>様式第19号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第19号（第5条関係）</u> 略
<u>様式第20号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第20号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第 号

年 月 日

総社市福祉事務所長



様

保 護 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 保護の種類及び程度

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	扶助	計
月分支給	円	円	円	円	円	円	円

介護扶助自己負担額 円(事業者名 )

円(事業者名 )

円(事業者名 )

医療扶助自己負担月額 円

2 支給場所及び扶助費の支給日

3 保護の開始時期 年 月 日

4 保護を開始した理由

5 この決定通知書が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 扶助金を受け取る際には、この通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

(注) この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

第 号

年 月 日

総社市福祉事務所長



様

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

第 号

年 月 日

様

総社市福祉事務所長



廃止  
保護 決定通知書  
停止

年 月 日第 号により決定通知した生活保護法による保護を下記

のとおり 廃止 停止 したから通知する。

記

1 廃止 停止 した保護の種類

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理由

(備 考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡山県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。